

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日と日
がとる日
にそ)

目 次

◇人委規則

職員の育児休業等に関する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会規則

職員の育児休業等に関する規則をここに公布する。

平成四年三月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第四号

職員の育児休業等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の育児休業等に関する条例(平成四年三月鳥取県条例第六号。以下「条例」という。)の規定に基づき職員の育児休業等に関する必要な事項を定めるものとする。

(再度の育児休業をすることができる特別の事情に係る義務免除又は特別休暇)

第二条 条例第三条第一号の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第五号)第二条の規定による職務に専念する義務の免除(以下「義務免除」という。)のうち人事委員会規則で定められるものは、職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号。以下「職務専念の特例規則」という。)第三条第十二号の規定による義務免除とする。

2 条例第三条第一号の異費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和三十一年九月鳥取県条例第四十号)第六条の規定による休暇(以下「特別休暇」という。)のうち人事委員会規則で定めるものは、異費負担教職員の休暇に関する規則(昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第十九号。以下「教職員の休暇規則」という。)第四条第十四号の規定による特別休暇とする。

(育児休業の承認の請求)

第三条 育児休業の承認の請求は、育児休業を始めようとする日の一月前までに行うものとする。

2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(育児休業の期間の延長の承認の請求)

第四条 前条の規定は、育児休業の期間の延長の承認の請求について準用する。

(子が死亡した場合等の届出)

第五条 育児休業をしている職員は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

一 育児休業に係る子が死亡した場合

二 育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合

三 育児休業に係る子を養育しなくなった場合

四 条例第五条に規定する事由が生じた場合

2 第三条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

(部分休業の時間から減じる義務免除又は特別休暇の時間)

第六条 条例第九条の義務免除のうち人事委員会規則で定めるものは、職務専念の特例規則第三条第二十四号の規定による義務免除とする。

2 条例第九条の特別休暇のうち人事委員会規則で定めるものは、教職員の休暇規則第四条第二十六号の規定による特別休暇とする。

(育児休業に関する規定の部分休業への準用)

第七条 第三条第二項及び第五条の規定は、部分休業について準用する。

(給与の減額方法)

第八条 条例第十条の規定により減額して給与を支給する場合における給与の減額方法については、職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)第十二条の規定により減額した給与を支給する場合における給与の減額方法の例による。

(雑則)

第九条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成四年四月一日から施行する。

(育児休業給の支給に関する規則の廃止)

2 育児休業給の支給に関する規則(昭和五十三年二月鳥取県人事委員会規則第五号)は、廃止する。

(育児休業給の支給方法)

3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百号)附則

第五条第二項に規定する育児休業給は、給料の支給方法に準じて支給する。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年三月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第五号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第一条 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第九条の二十六第三項第一号中「千七百円」を「二千円」に改め、同項第二号中「千二百円」を「千五百円」に改め、同項第三号中「千四百円」を「千七百円」に改め、同項第四号中「五百円」を「六百二十円」に改め、同項第五号中「七百二十円」を「九百円」に改める。

第二条 職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第一条中「(以下「手当」という。)」を削る。

第二条の見出しを「(防疫等業務手当)」に改め、同条中「伝染病防疫作業従事職員に対する条例第五条第二号」を「条例第四条第一項第二号」に改める。

第二条の二を削る。

第三条を次のように改める。

(社会福祉業務手当)

第三条 条例第五条第一項の人事委員会規則で定める職員は、次の表の上欄に掲げる勤務箇所の区分に対応する同表の下欄に定める職員とする。

勤務箇所	職 員
福 祉 事 務 所	査察指導員、身体障害者福祉司、精神薄弱者福祉司、老人福祉司及び社会福祉主事
身体障害者更正相談所	心理判定員
精神薄弱者更生相談所	心理療法士及び心理判定員

児童相談所	次長(倉吉児童相談所及び米子児童相談所の次長に限る。)、児童福祉司、社会福祉主事、心理療法士、心理判定員、児童指導員及び保健婦
婦人相談所	社会福祉主事

第四条を削り、第五条の見出しを「(医療業務手当)」に改め、同条中「医療従事職員に対する条例第十二条第二項の級」を「条例第八条第二項の級」に、「次表」を「次の表」に、「同表下欄」を「同表の下欄」に改め、同条を第四条とする。

第六条を削り、第七条の見出しを「(漁労手当)」に改め、同条第一項中「船舶乗組職員の漁獲手当は、条例第十五条第五項第一号」を「漁労手当の額は、条例第十一条第二項第一号」に、「漁ろう」を「漁労」に改め、同条を第五条とする。

第五条の次に次の一条を加える。

(多学年学級担当手当)

第六条 条例第十六条第一項の人事委員会規則で定める職員は、二以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を引き続き一週間以上担当する教諭、助教諭及び講師とする。ただし、次の各号に掲げる者を除く。

一 職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「給与条例」という。)第七条の規定に基づき給料の調整額を受ける者

二 給与条例第七条の二の規定に基づき管理職手当を受ける者

三 二以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級における担当

授業時間数（通常の状態の一週間の担当授業時間数をいう。以下この項において同じ。）がその者の担当授業時間数の二分の一に満たない者

四 二以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級における担当授業時間数が十二時間に満たない者

第八条から第九条の六までを削り、第九条の七の見出しを「（精神保健業務手当）」に改め、同条中「条例第二十三条第一項第一号」を「条例第十八条第一項第一号」に改め、同条を第七条とする。

第七条の次に次の二条を加える。

（訓練指導手当）

第八条 条例第十九条第一項第二号の人事委員会規則で定める職員は、生徒の実習指導を本務とする職員とする。

（特殊自動車運転手当）

第九条 条例第二十条第一項の人事委員会規則で定める特殊自動車は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 カタピラを有する自動車
- 二 農耕作業用自動車（トラクターに限る。）
- 三 スピード・スプレヤー
- 四 コンバイン

第十条の二及び第十一条を削り、第十条の見出しを「（勤務実績簿）」に改め、同条中「任命権者は、」を「任命権者（その委任を受けた者を含む。）は、職員に対し」に改め、「特殊勤務」の下に「（条例の規定により特殊勤務手当（手当の額が月額により定められている特殊勤務手当を除く。）の支給される業務等に係る勤務をいう。）」を加え、「手

当が月額又は支給割合で定められている場合を除き、」を削り、同条を第十七条とする。

第十七条の前に次の一条を加える。

（手当の支給の特例）

第十六条 次の各号に掲げる特殊勤務手当は、月の一日から末日までの間において当該特殊勤務手当の支給される業務等に従事する職員として勤務することとなっている日のうち任命権者の承認を得ずして勤務しなかつた日又は休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第二項及び第三項に規定する通勤をいう。次項において同じ。）による負傷若しくは疾病による場合を除く。）若しくは停職を命ぜられた期間中の日を合算して得た日数が当該勤務することとなっている日の日数の二分の一を超える場合には、支給しない。

- 一 連絡あつせん手当
- 二 訓練指導手当（条例第十九条第一項第二号の実習指導に係るものに限る。）
- 三 家畜保健衛生業務手当
- 四 ダム管理手当

2 訓練指導手当（条例第十九条第一項第一号の職業訓練に係るものに限る。）は、次の各号の一に該当する場合には支給しない。

- 一 職業訓練指導員が担当する実技の訓練の時間数がその者が担当する学科及び実技の訓練の時間数の二分の一に満たないとき。
- 二 職業訓練指導員が担当する学科及び実技の訓練の時間数と当該学科及び実技の訓練の担当に附随する勤務に従事する時間数との合計

時間数がその者の勤務時間数の二分の一に満たないとき。

三 次のいずれかに該当する日が月の一日から末日までの間において引き続き十六日以上あるとき。

(1) 出張を命ぜられた日(職業訓練に従事するため出張を命ぜられた日を除く。)

(2) 研修を命ぜられた日

(3) 勤務しなかつた日(公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により休職を命ぜられた期間中の日及び公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により勤務しないことについて任命権者の承認のあつた日を除く。)

3 条例第三条第一項第一号の業務又は同項第二号の業務に従事した時間が一日について五時間に満たない場合におけるその日の勤務手当の額は、同条第二項に規定する額に百分の六十を乗じて得た額とする。

4 次の各号に掲げる特殊勤務手当の支給される業務等に従事した時間が一日について四時間に満たない場合におけるその日の当該特殊勤務手当の額は、それぞれ条例に規定する額に百分の六十を乗じて得た額とする。

一 防疫等業務手当(条例第四条第一項第四号の業務に係るものに限る。)

二 結核病棟等業務手当

三 種雄牛馬等取扱手当

四 特殊自動車運転手当

五 爆発物検査手当

六 と畜検査等業務手当(条例第二十二條第一項第一号の業務に係る

ものに限る。)

七 狂犬病予防等業務手当

八 特殊現場作業手当(条例第二十六條第一項第四号の業務に係るものを除く。)

九 有害物等取扱手当(条例第二十八條第一項第二号の作業又は業務のうち毒物及び劇物取締法第二條第一項に規定する毒物を含有する農業以外の農業に係るものに限る。)

十 環境衛生検査等業務手当(条例第三十一條第一項第三号及び第四号の業務に係るものに限る。)

第九条の二十七から第九条の二十九までを削り、第九条の二十六の見出しを「(教員特殊業務手当)」に改め、同条第一項中「条例第四十九條第一項」を「条例第三十三條第一項」に改め、同条第二項中「条例第四十九條第一項」を「条例第三十三條第一項」に改め、同項第二号中「計画・実施する」を「計画し、かつ、実施する」に改め、同項第三号中「泊を」を「泊を」に、「勤務を要しない日等」を「勤務を要しない日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日若しくは給与条例第十四條第二項に規定する人事委員会規則で定める日(以下この項において「勤務を要しない日等」という。)」に改め、同条第三項中「条例第四十九條第二項」を「条例第三十三條第二項」に、「掲げる額」を「掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同条を第十五條とする。

第九条の二十五を削り、第九条の二十四の見出しを「(用地交渉手当)」に改め、同条中「条例第四十六條第一項」を「条例第三十二條第一項」に、「定める折衝業務」を「定める業務」に改め、同条を第十四

条とする。

第九条の八から第九条の二十三までを削り、第九条の次に次の四条を加える。

(狂犬病予防等業務手当)

第十条 条例第二十三条第一項の人事委員会規則で定める狂犬病予防法

(昭和二十五年法律第二百四十七号。以下この項において「法」という。)の規定に基づく業務は、次の各号に掲げる業務とする。

一 法第五条第一項又は第十三条の規定に基づく狂犬病の予防注射

二 法第六条第二項(法第十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく犬の捕獲

三 法第六条第九項(法第十八条第二項において準用する場合を含む。)又は第十四条第一項の規定に基づく犬の殺処分

四 法第十三条の規定に基づく犬の検診

2 条例第二十三条第一項の人事委員会規則で定める鳥取県飼い犬管理条例(昭和四十七年三月鳥取県条例第八号。以下この項において「飼い犬条例」という。)の規定に基づく業務は、次の各号に掲げる業務とする。

一 飼い犬条例第九条第二項の規定に基づく犬の捕獲

二 飼い犬条例第九条第六項の規定に基づく犬の殺処分

(特殊現場作業手当)

第十一条 条例第二十六条第一項第一号から第三号までの人事委員会規則で定める業務は、検査、測量、調査又は指導とする。

2 条例第二十六条第一項第五号の人事委員会規則で定める作業は、道路において行う作業で次の各号に掲げるものとする。

一 舗装の打換、カバーリング、パッチング又は路面の整正の作業

二 橋、トンネル、歩道、歩道橋、排水溝、防護柵、分離帯、区画線又は道路標識の新設、改築、維持又は修繕の作業

(有害物等取扱手当)

第十二条 条例第二十八条第一項第一号の人事委員会規則で定める場所は、次項第一号に掲げる作業にあつては、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物及びこれに類する工作物(以下この項において「建築物等」という。)で戸、窓等を密閉したものの内部とし、次項第二号に掲げる作業にあつては、建築物等の内部とする。

2 条例第二十八条第一項第一号の人事委員会規則で定める作業は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 クロロピクリン、ホルマリン又は二硫化炭素を使用して行うくん蒸作業(くん蒸箱又は小型消毒缶によるものを除く。)

二 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)第二条に規定する毒物又は劇物を取り扱う作業のうち大量のガスの発生を伴うもの

3 条例第二十八条第一項第二号の人事委員会規則で定める有毒な農薬は、毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物その他人体に有毒な成分を含有する農薬とする。

(環境衛生検査等業務手当)

第十三条 条例第三十一条第一項第四号の人事委員会規則で定める公共用水域は、美保湾とする。

第十七条の次に次の三条を加える。

(潜水手当の計算方法)

第十八条 月の一日から末日までの間における潜水手当の額は、当該期間における条例第二十五条第二項に掲げる潜水深度の区分ごとの時間数の合計に、それぞれ同項に定める額を乗じて得た額の合計額とする。この場合において、同項に掲げる潜水深度の区分ごとの時間数の合計に十分に満たない端数時間があるとき又は当該時間数の合計が十分に満たないときは、当該端数時間又は当該時間数の合計を十分に切り上げて計算する。

(支給の方法)

第十九条 特殊勤務手当は、月の一日から末日までを計算期間とし、次の各号に定めるところにより支給する。

一 手当の額が月額により定められている特殊勤務手当は、当該計算期間における給料の支給期日に支給する。

二 前号の特殊勤務手当以外の特殊勤務手当は、当該計算期間の次の計算期間における給料の支給期日までに支給する。ただし、勤務実績の報告が遅れる場合等で、当該給料の支給期日までに支給することができないときは、その日後において支給することができる。

2 漁労手当は、前項の規定にかかわらず、一航海ごとに支給する。

3 手当の額が月額により定められている特殊勤務手当を受ける職員が第一項に定める計算期間中において任命権者の承認を得ずして勤務しなかつた日のある場合における当該計算期間の特殊勤務手当は、その月の現日数から勤務を要しない日を差し引いた日数を基礎とした日割による計算により支給する。

4 前三項に規定するもののほか、特殊勤務手当の支給に関しては、給

料の支給方法に関する規定を準用する。

(雑則)

第二十条 この規則に定めるもののほか、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

別表の試験船の表中

船長	一・五以上二・〇以内
漁ろう長	一・二以上一・五以内
機関長	一・五以上二・〇以内

を

に、

航海士	一・五以上二・〇以内
機関士	一・二以上一・五以内
通信士	一・五以上二・〇以内

を

に改める。

船長	一・五以上二・〇以内
機関長	一・二以上一・五以内
漁ろう長	一・五以上二・〇以内

別表の実習船の表中

操舵手	を	操舵手	に改める。
-----	---	-----	-------

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成四年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則

の規定は、平成三年四月一日から適用する。

警察職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年三月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第六号

警察職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第一条 警察職員の特種勤務手当の支給に関する規則（昭和二十九年七月鳥取県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号(一)中「八千三百円」を「九千四百円」に改め、同号(二)中「二百三十円」を「三百十円」に改め、同項第二号中「第二号」の下に「又は第四号」を加え、「五千円」を「五千八百円」に改め、同項第三号中「又は第四号」を削り、「五千八百円」を「八千七百円」に改め、同項第四号(イ)中「八千三百円」を「九千四百円」に改め、同号(ロ)中「五千八百円」を「七千円」に改め、同号(二)中「二百三十円」を「三百十円」に改め、同項第五号中「又は第九号から第十二号まで」を削り、「二百三十円」を「二百五十円」に改め、同項中第八号を第八号の二とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 条例第三条第一項第九号から第十二号までに掲げる作業 勤務一日につき二百三十円

第三条第一項第十号(一)中「二百四十円」を「三百十円」に改め、同号(二)中「六百円」を「七百八十円」に改め、同号(三)中「千二百円」を「千五百円」に改め、同項第十二号中「三千三百円」を「四千六百円」に改める。

第四条第一号中「七百八十円」を「九百八十円」に改め、同条第二号中「五百二十円」を「六百五十円」に改める。

第二条 警察職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第二条中「第三条第二項の人事委員会規則で定める作業の範囲は、次の各号」を「第三条第一項各号に規定する作業のうち次の各号に掲げる作業の範囲は、それぞれ当該各号」に改め、同条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同条第八号中「航空機とう乗作業」を「航空機搭乗作業」に改め、同条中同号を第七号とし、第九号を第八号とし、同条に次の一号を加える。

九 災害救助等作業 豪雨等異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識作業で心身に著しい負担を与えらるる人事委員会が認めるもの
第三条第一項第一号を次のように改める。

- 一 条例第三条第一項第一号に掲げる作業 次に掲げる警察職員の区分に応じ、それぞれに定める額
- (一) 犯罪予防、捜査及び被疑者の逮捕の作業に従事することを常例とする警察職員 勤務一月につき九千四百円
- (二) その他の警察職員 勤務一日につき三百十円

第三条第一項第四号を次のように改める。

四 条例第三条第一項第五号に掲げる作業 次に掲げる警察職員の区分に応じ、それぞれに定める額

(一) 交通取締用自動二輪車に乗車して行う交通取締作業に従事することを常例とする警察職員又は交通取締用自動車(自動二輪車を除く。)に乗車して行う交通取締作業に従事することを常例とする警察職員(高速道路交通警察隊の職員に限る。) 勤務一月につき九千四百円

(二) 交通取締作業に従事することを常例とする警察職員(一)に掲げる職員を除く。) 勤務一月につき七千円

(三) その他の警察職員 勤務一日につき三百円

第三条第一項中第八号の二を削り、同項第九号中「第三条第一項第十五号」を「第三条第一項第十三号」に改め、同項第十号中「第三条第一項第十六号」を「第三条第一項第十四号」に改め、同項第十一号中「第三条第一項第十七号」を「第三条第一項第十五号」に改め、同項第十二号中「第三条第一項第十八号」を「第三条第一項第十六号」に改め、同項に次の一号を加える。

十三 条例第三条第一項第十七号に掲げる作業 勤務一日につき八百四十円

第三条第二項中「作業に係る」を「作業に従事したときに支給する」に、「警察職員」を「当該作業手当の支給される作業に従事する警察職員」に改め、「十五日を超える場合には」を「当該勤務することとなる日の数の日数の二分の一を超える場合には、」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 任命権者の承認を得ずして勤務しなかつた日

第三条第三項中「第十五号」を「第十三号」に改め、同条第四項中「第三条第一項第十六号」を「第三条第一項第十四号」に、「第一項第九号」を「第一項第十号」に、「又は」を「又は」に、「当該時間を」を「当該端数時間又は当該時間数の合計を」に改め、同条第五項中「第三条第一項第十七号」を「第三条第一項第十五号」に、「第四条第四項」を「第四条第五項」に、「第四条第五項」を「第四条第六項」に改め、同条第七項中「第三条第一項第十七号」を「第三条第一項第十五号」に、「第四条第四項」を「第四条第五項」に、「当該時間」を「当該端数時間」に改める。

第四条中「次の各号に掲げる額」を「次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額」に改め、同条第一号中「深夜」の下に「(条例第五条に規定する深夜をいう。次号において同じ。)」を加える。

第五条の見出しを「(勤務実績簿)」に改め、同条中「警察本部長は、」を「警察本部長(その委任を受けた者を含む。)」は、警察職員に「対し」に改める。

第六条及び第七条を次のように改める。

(支給の方法)

第六条 特殊勤務手当は、月の一日から末日までを計算期間とし、次の各号に定めるところにより支給する。

一 月額の手当は、当該計算期間における給料の支給期日に支給する。

二 前号の特殊勤務手当以外の特殊勤務手当は、当該計算期間の次の

計算期間における給料の支給期日までに支給する。ただし、勤務実績の報告が遅れる場合等で、当該給料の支給期日までに支給することができないときは、その日後において支給することができる。

2 前項に規定するもののほか、特殊勤務手当の支給に関しては、給料の支給方法に関する規定を準用する。

(雑則)

第七条 この規則に定めるもののほか、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は平成四年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、平成三年四月一日から適用する。